

防火管理業務計画作成チェック表

防火管理業務計画に定める事項		法令根拠等	作成 チェック	備 考
第 1	目的	▲		
第 2	防火管理業務に係る協議会の設置	▲		
第 3	防火管理技能者の責務	▲		
第 4	防火管理技能者の構成 (構成員、代表者の指定、代表者の任務、担当区域の指定)	▲		
第 5	防火対象物の概要	▲		
第 6	防火防災対策	▲		
第 7	防火管理上留意すべき事項	▲		
第 8	防火管理業務の補助を行う事項	◎		
第 9	防火管理業務の補助の実施要領に関すること。	◎		
1	自衛消防の組織の編成に関すること。	○		第 8 に基 づき該 当する ものを 定める
2	防火対象物の火災予防上の自主検査に関すること。	○		
3	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に関すること。	○		
4	避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。	○		
5	防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。	○		
6	定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。	○		
7	防火上必要な教育に関すること。	○		
8	火災、地震その他の災害が発生した場合の防火対象物における初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供その他の自衛消防の活動（以下「自衛消防活動」という。）に関すること。	○		
9	自衛消防活動に係る訓練の実施に関すること。	○		
10	防火管理についての消防機関との連絡に関すること。	○		
11	増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中的防火対象物における立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。	○		
12	消防法第 8 条第 1 項の規定に基づき定める防火管理に係る消防計画（消防法第 8 条の 2 第 1 項に規定する防火対象物にあつては、同項の規定に基づき定める当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を含む。）の作成及び変更に関すること。	○		
13	消防法第 8 条の 2 の 5 第 1 項に規定する自衛消防組織に関すること。	○		
14	その他防火管理上必要な事項に関すること。	○		
第 10	防火管理業務の補助の実施記録及びその保存に関すること。	▲		
別記 1	防火対象物の概要	▲		
別記 2	防火防災対策	▲		
別記 3	防火管理上留意すべき事項	▲		
別記 4	工事・催物等確認票（工事）	○		第 9・11 を定め る場合
別記 5	工事・催物等確認票（催物）	○		
別記 6	工事・催物等確認票（その他）	○		

別記 7	建物・設備等の不備欠陥等に係る確認結果	▲		
別記 8	予防管理業務の不適切事案等に係る確認結果	▲		
別記 9	自衛消防業務の不適切事案等に係る確認結果	▲		
別記 10	防火管理技能者業務日誌	▲		
別表	防火管理業務に係る協議会構成員一覧表	○		任意の協議 会を定める 場合
その他				

- (備考) 1 ◎印は火災予防条例第 55 条の 3 の 2 第 2 項に定める防火管理業務計画を作成する上で必要な項目、
○印は該当する場合に定める項目、▲印は作成する上で記入すべき項目である。
- 2 作成チェックは、防火管理業務計画の作成者が、当該防火管理業務計画の作成にあたり、必要項目を確認し、作成したものについて「✓」印でチェックする。

第1 目的

防火対象物全体にわたる防火管理業務の補助を適切かつ効果的に行うために、防火管理業務の補助の実施要領その他必要な事項を定める。(火災予防条例第55条の3の2第2項)

第2 防火管理業務に係る協議会の設置

管理権原者が複数の場合、防火対象物全体にわたる防火管理業務の補助を適切かつ効果的に行うために、協議の方法として、防火管理業務に係る協議会を設置する。

※ 既に設置されている他の協議会を活用する場合

防火管理業務に係る協議会は、_____と兼ねるものとし、次の事項について協議し、決定する。

- 1 防火管理技能者の選任・解任及び消防署への届出
- 2 防火管理業務計画の承認及び消防署への届出
- 3 防火管理業務の内容及び範囲等に関する調整
- 4 防火管理者（統括防火管理者）の指示の伝達
- 5 防火管理技能者による防火管理補助業務の実施状況の報告
- 6 その他、防火管理業務を効率的に推進する上で必要な事項や会の運営に関すること

※※ 任意の協議会を設置する場合

(建物名) _____ 防火管理業務推進に係る協議会を下記のとおり設置する。

1 協議会の設置

別表「(建物名) _____ 防火管理業務推進に係る協議会構成員一覧表」の構成員をもって、協議会を設置する。

2 協議会の事業

本会は、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 防火管理技能者の選任・解任及び消防署への届出
- (2) 防火管理業務計画の承認及び消防署への届出
- (3) 防火管理業務の内容及び範囲等に関する調整
- (4) 防火管理者（統括防火管理者）の指示の伝達
- (5) 防火管理技能者による防火管理補助業務の実施状況の報告
- (6) その他、防火管理業務を効率的に推進する上で必要な事項や会の運営に関すること

第3 防火管理技能者の責務

防火管理技能者の責務は次のとおりである。(火災予防条例第55条の3の3)

- 1 防火管理者(※統括防火管理者)の指示を受け、防火管理業務計画を作成し、消防署長に届け出なければならない。防火管理業務計画を変更する場合も同様である。
- 2 防火管理者(※統括防火管理者)の指示を受け、法令、条例、消防計画及び防火管理業務計画に従って防火管理業務の補助を行わなければならない。
- 3 防火管理業務の補助を行うときは、誠実にその職務を遂行しなければならない。
- 4 防火管理業務の補助を行うために、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対して、必要な指示を与えることができる。
- 5 防火管理業務計画に基づき、防火管理業務の補助の実施記録を作成し、3年間保存しなければならない。
- 6 防火管理技能講習修了証の交付を受けた日から5年以内ごとに防火管理技能再講習を受けなければならない。

第4 防火管理技能者の構成

※(防火管理技能者が1名の場合)

防火管理技能者は、防火対象物全体にわたる防火管理業務の補助を行う。

※(防火管理技能者が複数の場合)

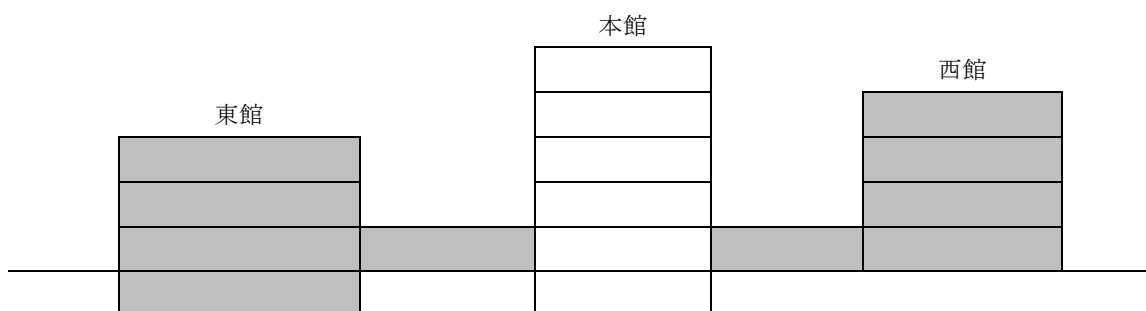
防火管理技能者の構成員は次のとおりとする。

代表者は、各防火管理技能者の業務を統括し、取りまとめを行う。

(例)

防火管理技能者		
	氏名	担当区域

(例) 担当区域図



第5 防火対象物の概要

防火管理技能者は、防火管理業務の補助を実施する際の資料とするため、別記1「防火対象物の概要」を活用し、防火対象物の概要を把握しておくものとする。

第6 防火防災対策

防火管理技能者は、防火管理業務の補助を実施する際の資料とするため、別記2「防火防災対策」を活用し、防火対象物の防火防災対策の実施状況を把握しておくものとする。

第7 防火管理上留意すべき事項

防火管理技能者は、防火管理業務の補助を実施する際の資料とするため、別記3「防火管理上留意すべき事項」を活用し、防火管理上留意すべき事項を把握しておくものとする。

第8 防火管理業務の補助を行う事項

下記事項のうち、防火管理技能者が実施する防火管理業務の補助を行う事項は次のとおりとする。

（該当事項の□に「☒」印でチェックする。）（火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項）

- ☐1 自衛消防の組織の編成に関すること。□
- ☐2 防火対象物の火災予防上の自主検査に関すること。
- ☐3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に関すること。
- ☐4 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
- ☐5 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
- ☐6 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
- ☐7 防火上必要な教育に関すること。
- ☐8 火災、地震その他の災害が発生した場合の防火対象物における初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供その他の自衛消防の活動（以下「自衛消防活動」という。）に関すること。
- ☐9 自衛消防活動に係る訓練の実施に関すること。
- ☐10 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
- ☐11 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
- ☐12 消防法第8条第1項の規定に基づき定める防火管理に係る消防計画（消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、同項の規定に基づき定める当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を含む。）の作成及び変更に関すること。（※）
- ☐13 消防法第8条の2の5第1項に規定する自衛消防組織に関すること。（※）
- ☐14 その他防火管理上必要な事項に関すること。

第9 防火管理業務の補助の実施要領に関すること

第8で定めた事項の実施要領を次のとおり定める。

1 自衛消防の組織の編成に関すること。

（火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項第1号）

(1) 防火対象物全体にわたる自衛消防隊の組織の編成

防火管理技能者は、自衛消防組織の編成（班編成、隊員の任務付与等）その他防火管理者が行う自衛消防組織に関する業務を補助し、防火管理者に対して適切な助言を行うものとする。

(2) 事業所の自衛消防隊の組織の編成

防火管理技能者は、訓練や巡回、現場確認等の機会を捉え、事業所の自衛消防隊の組織の編成が適正に行われているかを確認し、適正に行われていないと認められる事案を確認した場合は、速やかに防火管理者（統括防火管理者）にその内容を報告するものとする。

(3) 各種資格管理業務

防火管理技能者は、巡回や現場確認等の機会を捉え、統括管理者、告示班長、防災センター要員及び自衛消防活動中核要員の勤務状況や資格保有状況等について把握し、人員の確保を図るとともに、人員に不足等が生じることが予想される場合は、速やかにその旨を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

2 防火対象物の火災予防上の自主検査に関すること。

（火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 4 第 1 項第 2 号）

(1) 巡回による確認

防火管理技能者は、定期的に巡回し、各事業所の行う自主点検・検査の実施状況を確認するものとする。

巡回頻度：週____回以上（以下、4～6、11、14 について同じ。）

(2) 不備欠陥等の確認

防火管理技能者は、建物の構造及び消防・防災設備等の不備欠陥等を発見し、又は改修する旨の報告がされた場合は、次の確認を行い、その結果を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

ア 不備欠陥等の現状確認

イ 自主点検・検査の実施者等への確認

(3) 不適正事案の報告

防火管理技能者は、改修が必要な事案や自主点検・検査が適正に行われていないと認められる事案を確認した場合は、速やかに防火管理者（統括防火管理者）にその内容を報告するものとする。ただし、当該事案が容易に改修できる場合又は緊急に対応する必要がある場合は、必要な措置を講じた後に、処理経過を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に関すること。

（火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 4 第 1 項第 3 号）

防火管理技能者は、防火対象物の点検や消防用設備等・特殊消防用設備等の点検などの法定点検や整備を実施する旨の報告がされた場合は、次の確認を行い、その結果を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

(1) 実施時の立会いによる状況確認

(2) 点検結果書等の書面確認

(3) 法定点検の実施者等への確認

4 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

（火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 4 第 1 項第 4 号）

防火管理技能者は、当該防火対象物を定期的に巡回し、避難施設の維持管理状況を確認し、改修が必要な事案又は避難施設の維持管理が適正に行われていないと認められる事案を確認した場合は、速やかに防火管理者（統括防火管理者）にその内容を報告するものとする。ただし、当該事案が容易に改善できる場合、又は緊急に対応する必要がある場合は、必要な措置を講じた後に、処理経過を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

5 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。

（火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 4 第 1 項第 5 号）

防火管理技能者は、当該防火対象物を定期的に巡回し、防火上の構造の維持管理状況を確認し、改修が必要な事案又は防火上の構造の維持管理が適正に行われていないと認められる事案を確認した場合は、速やかに防火管理者（統括防火管理者）にその内容を報告するものとする。ただし、当該事案が容易に改善できる場合又は緊急に対応する必要がある場合は、必要な措置を講じた後に、処理経過を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

6 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。

（火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 4 第 1 項第 6 号）

防火管理技能者は、当該防火対象物を定期的に巡回し、劇場等で定員を超えて入場させていたり、事業所の面積や避難施設の実態を無視して過剰な人員を収容していないか確認し、過剰な人員を収容している事案を確認した場合は、速やかに防火管理者（統括防火管理者）にその内容を報告するものとする。ただし、当該事案が容易に改善できる場合、又は緊急に対応する必要がある場合は、必要な措置を講じた後に、処理経過を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

7 防火上必要な教育に関すること。

（火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 4 第 1 項第 7 号）

防火管理技能者は、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、当該防火対象物に係る次の防火・防災教育を行うものとする。

- (1) 防火・防災対策に関すること。
- (2) 防火管理上留意すべき事項に関すること。
- (3) 予防管理に関すること。
- (4) 自衛消防対策等に関すること。
- (5) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項に関すること。

8 火災、地震その他の災害が発生した場合の防火対象物における初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供その他の自衛消防の活動（以下「自衛消防活動」という。）に関すること。

（火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 4 第 1 項第 8 号）

(1) 火災対策業務

防火管理技能者は、火災に係る防火対象物自衛消防隊の活動範囲及び活動計画等の作成並びに当該計画の維持管理の業務の補助を行うものとする。

(2) 地震その他災害等対策業務

防火管理技能者は、次の地震その他災害等に係る防火対象物全体にわたる活動計画等の作成並びに当該計画の維持管理の業務を補助するものとする。

ア 地震

イ 大雨又は強風等に伴う災害

ウ 大規模テロ等に伴う災害

エ 受傷事故・急病人の発生等

オ エレベーター閉じ込め等

カ その他（停電など）

(3) 自衛消防隊長の技術的補助（副隊長）

防火管理技能者は、災害等発生時は、自衛消防隊の副隊長として、自衛消防隊長の指揮、命令、監督等の技術的補助を行うものとする。

(4) 自衛消防隊長不在時の代行

防火管理技能者は、自衛消防隊長不在時の代行を行うものとする。

9 自衛消防活動に係る訓練の実施に関すること。

(火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 4 第 1 項第 9 号)

(1) 訓練指導業務

防火管理技能者は、防火対象物全体にわたる自衛消防訓練に係る次の業務を補助するものとする。

ア 実施計画の作成及び当該計画に基づく訓練の実施

イ 訓練参加者の指導

(2) 事業所単位で実施される自衛消防訓練の指導

ア 防火管理技能者は、事業所単位で自衛消防訓練を行う旨の報告がされた場合は、当該訓練の内容を確認し、その結果を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

イ 防火管理技能者は、事業所において自衛消防訓練が実施される場合は、積極的にその指導にあたるものとする。

10 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。

(火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 4 第 1 項第 10 号)

(1) 防火管理業務計画の変更の届出

防火管理技能者は、次に掲げる事項に該当したときは、防火管理者（統括防火管理者）の指示を受け、防火管理業務計画を変更し、所轄消防署長へ届け出るものとする。

なお、第 2 に定める _____ 協議会の承認を得た上で、防火管理業務計画を届け出るものとする。

ア 防火管理技能者の担当区域又は代表者の指定の変更

イ 当該防火対象物に係る次の変更

(ア) 用途、規模等

(イ) 管理・使用形態（防火管理業務の委託内容の変更を含む。）

(ウ) 防火・防災対策

(エ) 防火管理上留意すべき事項

ウ 消防計画又は防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の変更に伴い、この計画を変更すべき事項が発生した場合

エ 防火管理業務の補助の実施要領の変更

オ 防火管理業務の補助の実施記録要領の変更

カ その他この計画の変更を必要とする事案が発生した場合

(2) 各種届出等の確認

防火管理技能者は、消防機関への各種届出、申請、報告等（以下「届出等」という。）を行う旨の報告がされた場合は、当該届出等の内容を確認し、その結果を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

(3) その他

防火管理技能者は、防火管理者（統括防火管理者）の指示を受けて、消防機関との必要な連絡業務を行うものとする。

11 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。

（火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 4 第 1 項第 11 号）

(1) 防火安全確認業務

防火管理技能者は、用途・間仕切・内装等の変更工事等（工事を伴わない用途変更を含む。）、又は催物その他収容人員や営業時間の変更、商品や資材搬送等で長時間にわたり非常用エレベーターを使用する場合など、防火管理に影響のある行為（以下「工事・催物等」という。）を行う旨の報告がされた場合は、次のとおり確認を行うものとする。

ア 計画内容の確認

防火管理技能者は、工事・催物等の種別に応じて、**別記 4～6「工事・催物等確認票」**により、当該計画の内容を確認し、その結果を防火管理者（統括防火管理者）へ報告するものとする。

イ 現場確認

(ア) 防火管理技能者は、工事・催物等の種別に応じて、現場確認を行い、当該工事・催物等が、前アで確認した計画内容のとおり行われているかを確認するものとする。

(イ) 防火管理技能者は、現場確認の結果、計画のとおり行われていないと認められる事案、又は防火安全上支障のある事案を確認した場合は、速やかに防火管理者（統括防火管理者）にその内容を報告するものとする。ただし、当該事案が容易に改善できる場合、又は緊急に対応する必要がある場合は、必要な措置を講じた後に、処理経過を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

(2) 未把握の工事・催物等の確認

ア 防火管理技能者は、当該防火対象物を定期的に巡回し、未把握の工事・催物等の有無を確認するものとする。

イ 防火管理技能者は、巡回により未把握の工事・催物等を確認した場合は、速やかに防火管理者（統括防火管理者）にその内容を報告するものとする。ただし、当該事案が容易に改善できる場合、又は緊急に対応する必要がある場合は、必要な措置を講じた後に、処理経過を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

12 消防法第 8 条第 1 項の規定に基づき定める防火管理に係る消防計画（消防法第 8 条の 2 第 1 項に規定する防火対象物にあっては、同項の規定に基づき定める当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を含む。）の作成及び変更に関すること。

（火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 4 第 1 項第 12 号）

防火管理技能者は、消防計画及び防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成及び下記事項の変更の際に防火管理者（統括防火管理者）の業務を補助するものとする。

- (1) 自衛消防隊の編成の変更、自衛消防隊長の変更等の自衛消防隊に関する事項の変更
- (2) 防火対象物の用途の変更
- (3) 消防用設備等の点検及び整備に関する事項の変更
- (4) 避難施設の維持管理に関する事項の変更
- (5) 防火上の構造の維持管理に関する事項の変更
- (6) 防火管理業務の一部を委託した場合及び委託業務の範囲及び方法の変更
- (7) 自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項の変更
- (8) 前第 2 で定める _____ 協議会の設置及び運営に関する事項の変更（任意で設置する協議会に限る。）
- (9) 消防法令等の改正に伴い消防計画に定めなければならない事項が追加された場合
- (10) その他、消防計画や防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成及び変更が必要とする事案が発生した場合

13 消防法第8条の2の5第1項に規定する自衛消防組織に関すること。

（火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項第13号）

- (1) 防火管理技能者は、自衛消防組織の編成（班編成、隊員の任務付与等）その他の防火管理者が行う自衛消防組織に関する業務を補助し、防火管理者に対して適切な助言を行うものとする。
- (2) 防火管理技能者は、自衛消防組織設置届に係る変更事項の報告がされた場合は、内容を確認し、その結果を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

14 その他防火管理上必要な事項に関すること。

（火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項第14号）

- (1) 消防・防災設備等の監視・操作等従事者の監督業務

防火管理技能者は、定期的に巡回し、防災センターにおける消防・防災設備等の監視・操作等が適正に行われているかを確認し、適正に行われていないことが認められる場合は、速やかにその内容を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

- (2) 委託管理業務

防火管理技能者は、巡回、立会い及び受託者からの報告内容から、契約書、消防計画等のとおり、受託者の派遣従業者が行う防火管理業務が適正に行われているかを確認し、適正に執行されていないと認められる事案、又は業務の内容に変更のあることを確認した場合は、速やかにその旨を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

- (3) その他報告される内容の確認

防火管理技能者は、次の報告がされた場合は、内容を確認し、必要な措置を講じた上で、その結果を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

ア 防火管理者（統括防火管理者）から指示、命令された事項に対する報告

イ その他防火管理上必要な事項の報告

第 10 防火管理業務の補助の実施記録及びその保存

(火災予防条例第 55 条の 3 の 3 第 5 項)

1 実施結果の記録

防火管理技能者は、次のとおり防火管理業務の補助の実施結果を記録するものとする。

(1) 各種確認結果

法定点検、巡回、現場確認等から認知した建物の構造及び消防・防災設備等の不備欠陥や事業所の予防管理業務の不適切事案などに係る確認結果は、次による。

ア 建物の構造及び消防・防災設備等の不備欠陥等に係る確認結果は、別記 7「建物・設備等の不備欠陥等に係る確認結果」に記録する。

イ 予防管理業務の不適切事案等に係る確認結果は、別記 8「予防管理業務の不適切事案等に係る確認結果」に記録する。

ウ 自衛消防業務の不適切事案等に係る確認結果は、別記 9「自衛消防業務の不適切事案等に係る確認結果」に記録する。

(2) 業務日誌

勤務日ごとに別記 10「防火管理技能者業務日誌」を作成し、防火管理者（統括防火管理者）に報告する。

2 保存

(1) 防火管理技能者は、実施結果の記録を 3 年間保存するものとする。

(火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 5 第 2 項)

(2) 保存場所は、_____とする。

別記 1（第 5 関係）

【防火対象物の概要】

①構造		②階層	
③建築面積			④延べ面積
⑤消防用設備等			
⑥避難施設等			

事業所							
⑦ No.	⑧階	⑨事業所名称	⑩用 途	⑪防火管理者	⑫ 収容人員	⑬ 営 業 ・ 従 業 時 間	⑭定休日
⑮ 合 計							

○別記２（第６関係）記入要領○

【防火防災対策】

① 火 災			
地 震	② 救出救護等の 資器材及び非 常用物品	応 急 手 当 用 品	
		救出作業用資器材	
		非 常 用 物 品	
		備 蓄 品	
		そ の 他	
	③ エレベーター		
	④ そ の 他		
大 雨・ 強 風	⑤ 浸水防止対策		
	⑥ 情 報 収 集		
	⑦ そ の 他		
受 傷 事 故・ 急 病 人	⑧ 応急手当用品		
	⑨ そ の 他		
⑩ そ の 他			

別記 3（第 7 関係）

【防火管理上留意すべき事項】

① 出火・延焼拡大 防止関係	
② 避難関係	
③ 消防用設備等	
④ その他	

別記 4（第 9.11 関係）（表）

工事・催物等確認票（工事）

① 工事の概要	工 事 施 工 主		担当者_____			
	工 事 施 工 業 者		現場責任者_____		連絡先_____（ ）	
	工 事 種 別					
	工 事 場 所					
	工 事 期 間		年 月 日～ 年 月 日			
	実施計画報告日		年 月 日			
② 計画内容の確認	確認事項				確認結果	
	主要構造部に及ぶ工事か（及ばない：－、及ぶ：×）					
	防火区画に及ぶ工事か（及ばない：－、及ぶ：×）					
	用途を変更するか（変更しない：－、変更する：×）					
	間仕切りを変更するか（変更しない：－、変更する：×）					
	天井高さを変更するか（変更しない：－、変更する：×）					
	客席又は避難通路を変更するか（変更しない：－、変更する：×）					
	使用形態等を変更するか（変更しない：－、変更する：×）					
	内装仕上げ材の防火性能を変更するか（変更しない：－、変更する：×）					
	消防・防災設備等に及ぶ工事か（及ばない：－、及ぶ：×）					
	火気使用設備又は電気設備を変更するか（変更しない：－、変更する：×）					
	危険物、少量危険物、指定可燃物、圧縮アセチレンガス等又は核燃料物質等の貯蔵・取扱等を行うか（工事に使用するものを除く。）（行わない：－、行う：×）					
	建築基準法令の性能規定又は特例規定の適用前提条件に係る工事か（非該当：－、該当：×）					
	消防法令の性能規定又は特例規定の適用前提条件に係る工事か（非該当：－、該当：×）					
	工事施工主側で計画内容の法令等の適合性を確認しているか（確認している：○、確認していない：×）					
③ 現場確認	工事中の安全対策は適正か					
	着工前	計画は現場の実態に即しているか（即している：○、即していない：×）				
	工事中	工事内容に変更点はないか（変更なし：－、変更あり：×）				
		工事中の安全対策は計画のとおり適正に行われているか				
	完了後	工事は計画のとおり適正に行われたか				
	現状復旧は適正に行われたか					
④ 消防機関等への各種届出・申請等の確認	各種届出・申請等の種別		届出等年月日	消防機関等の検査等	検査等予定日	
	工事中の消防計画届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	防火対象物工事等計画届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	防火対象物使用開始届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	火を使用する設備等の設置届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	電気設備設置届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	建築確認申請又は計画通知		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	危険物（製造所、貯蔵所、取扱所）設置許可申請		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	危険物仮貯蔵・仮取扱いの承認申請		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所設置届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	核燃料物質等の貯蔵・取扱届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
⑤ 検査等の確認	検査等の種別	検査等実施日	検査等における指導事項			
			有・無	指導内容		
⑥【備考】						

※ 確認結果欄は、各確認事項欄の（ ）書きにより記入。特記のないものは、○：適正、×：不備又は不適、⊗：即時改修を記入する。

別記4（第9.11関係）（裏）

⑦ 処 理 経 過	

※ 経過欄には、現場確認の実施日、確認結果欄に×又は⊗を記入した事項の内容とその処理経過、消防機関の検査等における指導事項の改修経過等について記入する。

別記5（第9.11関係）（表）

工事・催物等確認票（催物）

① 催物の概要	主催者	現場責任者_____ 連絡先____（ ）_____			
	催物の種別				
	開催場所				
	開催日時				
	実施計画報告日				
② 計画内容の確認	確認事項				確認結果
	観覧場又は展示場において多数の者を収容して行う演劇、コンサート、スポーツ興行その他これらに類する催し、又は物品販売、展示その他これらに類する催しか (非該当：空欄、該当：×)				
	一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用するか (使用しない：空欄、使用する：×)				
	喫煙・裸火の使用・危険物品の持込みを行うか (行わない：空欄、行う：×)				
	主催者側で計画内容の法令等の適合性を確認しているか (確認している：○、確認していない：×)				
	会場管理計画の内容は適正か				
	会場の設営作業時及び撤去作業時(資機材等の搬出入を含む。)の防火安全対策の内容は適正か				
	③ 現場確認	【開催前】 会場管理計画の内容は、現場の実態に即しているか			
【開催前】 計画との変更点はないか (変更なし：空欄、変更あり：×)					
会場管理計画の履行状況は適正か					
禁止行為の解除の承認条件の維持・管理は適正か					
【設営作業時】 防火安全対策は適正に行われているか					
【撤去作業時】 防火安全対策は適正に行われているか					
【撤去後】 現状復旧は適正か					
④ 消防機関への各種届出・申請等の確認	各種届出・申請等の種別		届出等年月日	消防機関の検査等	検査等の予定日
	防火対象物一時使用届	該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	観覧場又は展示場における催物の開催届	該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	禁止行為の解除承認申請	該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	危険物仮貯蔵仮取扱申請	該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所設置届	該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
⑤ 消防機関の確認	検査等の種別	検査等実施日	検査等における指導事項		
			有・無	指摘内容	
⑥【備考】					

※ 確認結果欄は、各確認事項欄の（ ）書きにより記入。特記のないものは、○：適正、×：不備又は不適、⊗：即時改修、－：非該当を記入する。

別記5（第9.11関係）（裏）

⑦ 処 理 経 過	

※ 経過欄には、現場確認の実施日、確認結果欄に×又は⊗を記入した事項の内容とその処理経過、消防機関の検査等における指導事項の改修経過等について記入する。

別記6（第9.11関係）（表）

工事・催物等確認票（その他）

① 行為の概要	実 施 者	現場責任者_____ 連絡先_____（ ）			
	実 施 場 所				
	行 為 の 内 容				
	実 施 日 時				
	実施計画報告日				
② 計画内容の確認	確認事項				計画内容 確認結果
	平常時の出火防止対策に影響はないか（○：影響なし、×：影響あり）				
	平常時の避難安全対策に影響はないか（○：影響なし、×：影響あり）				
	喫煙・裸火の使用・危険物品の持込みを行うか（○：行わない、×：行う）				
	禁止行為の解除の承認を必要とする行為を行うか（○：行わない、×：行う）				
	防火安全対策は適正か				
③ 現場確認	実施内容に計画から変更はないか（○：変更なし、×：変更あり）				
	防火安全対策の履行状況は適正か				
	禁止行為の解除の承認条件を適正に維持・管理しているか				
届出・申請等の確認 ④ 消防機関等への各種	各種届出・申請等の種別		届出等年月日	消防機関 の検査等	検査等の予定日
	禁止行為の解除承認申請	該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
検査等の確認 ⑤ 消防機関の	検査等の種別	検査等実施日	検査等における指導事項		
			有・無	指摘内容	
⑥【備考】					

※ 確認結果欄は、各確認事項欄の（ ）書きにより記入。特記のないものは、○：適正、×：不備又は不適、⊗：即時改修、－：非該当を記入する。

別記6（第9.11関係）（裏）

⑦ 処 理 経 過	

※ 経過欄には、現場確認の実施日、確認結果欄に×又は⊗を記入した事項の内容とその処理経過、消防機関の検査等における指導事項の改修経過等について記入する。

別記 7（第 10 関係）

建物・設備等の不備欠陥等に係る確認結果

不 備 欠 陥 等 の 種 別	☐ 建物の構造、 ☐ 防災設備、 ☐ 消防用設備等・特殊消防用設備等、 ☐ 火気設備、 ☐ 電気設備 ☐ その他_____
不 備 欠 陥 等 の 認 知 年 月 日	年 月 日
認 知 理 由	☐ 事業所からの報告、 ☐ 法定点検結果、 ☐ 巡回、 ☐ 現場確認 ☐ その他_____
関 係 事 業 所	
現 場 確 認 実 施 年 月 日	年 月 日
状 況	
発 生 事 由	
確 認 時 点 に お ける 改 修 状 況 （ 予 定 ） 等	
備 考	

※ その他必要に応じて状況等を示す写真等の資料を添付する。

別記8（第10関係）

予防管理業務の不適切事案等に係る確認結果

不適切事案等の種別	☐ 委託管理業務、 ☐ 点検・検査業務、 ☐ 出火防止業務、 ☐ 避難安全確保業務、 ☐ 防火安全確認業務、 ☐ 教育管理業務、 ☐ 各種資格管理業務、 ☐ 消防・防災設備等の監視・操作等従事者の監督業務、 ☐ 消防機関との連絡業務 ☐ その他_____
不適切事案等を認知した年月日	年 月 日
認知理由	☐ 巡回、 ☐ 現場確認、 ☐ 事業所等からの報告 ☐ その他_____
関係事業所	
確認年月日	年 月 日
状況	
発生事由	
確認時点における改善状況（予定）等	
備考	

※ その他必要に応じて状況等を示す資料を添付する。

別記9（第10関係）

自衛消防業務の不適切事案等に係る確認結果

不適切事案等の種別	☐ 災害発生時等	☐ 火災、 ☐ 地震、 ☐ 大雨・強風、 ☐ 大規模テロ等、 ☐ 受傷事故、 ☐ 急病人の発生、 ☐ エレベーター閉じ込め ☐ その他_____
	☐ 平常時	☐ 自衛消防隊の組織の編成及び維持管理、 ☐ 火災対策業務、 ☐ 火災以外の災害等対策業務、 ☐ 訓練指導業務、 ☐ その他_____
不適切事案等の認知年月日	年 月 日	
認知理由		
関係事業所		
確認年月日	年 月 日	
状況		
発生事由		
確認時点における改修状況（予定等）		
備考		

※ その他必要に応じて状況等を示す資料を添付する。

防火管理技能者業務日誌

① 年 月 日 ()	② 確認欄	統括防火管理者 (防火管理者)	防火管理技能者
③ 勤務 防火管理技能者	〔氏名〕		〔勤務時間〕 : ~ : : ~ : : ~ :
④ 定 期 巡 回			
⑤ 予 防 管 理 業 務			
⑥ 自 衛 消 防 業 務			

別表

防火管理業務に係る協議会構成員一覧表

役員					
役職名	事業所名	職・氏名	建物所有者との関係	電話番号等	備考

構成員						
番号	管理権原者及び防火管理者					
	事業所名	管理権原者 職・氏名	防火管理者 職・氏名	使用階等	建物所有者 との関係	電話番号

防火管理技能者				
番号	事業所名	防火管理技能者 (職・氏名)	電話	委託状況

(注) 協議会組織編成表に記載する内容

1 会長、統括防火管理者等の役員

協議会の役職名、事業所名、管理権原者職・氏名、建物所有者との関係（建物所有者、賃借、転借など）、電話番号等

2 構成員

事業所名、管理権原者職・氏名、防火管理者等氏名、使用部分（階等）、建物所有者との関係（建物所有者、賃借、転借など）、電話番号等

3 防火管理技能者

防火管理技能者が勤務する事業所名、役職名、氏名、電話、委託状況等

注 届出にあっては、協議会の代表者が届けるものであることから、構成員の同意書等（印鑑）の添付は必要ないものとする。